

子どもの貧困対策実践交流会 2015

主催：「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク

助成：公益財団法人キリン福祉財団

2015年10月24日

嶺町集会室（大田区）

貧困を生み出し押しつけるメカニズムからの自己解放

－ 学習支援から居場所づくりへ －

中嶋 哲彦

名古屋大学大学院教授

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク世話人

1 「子どもの貧困」の展開と、低い貧困認識

2008年10月	OECDの文書で、子どもの貧困率（2005年）が明らかになる
2008年11月	阿部彩『子どもの貧困』
2008年4月	浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』
2008年9月	山野良一『子どもの最貧国・日本』
2009年9月	子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』
2009年12月	第21回遺児と母親の全国大会、子どもの貧困対策法制定を要請

朝日新聞が取り上げた「子どもの貧困」（朝日新聞記事データベース、2013年10月25日調べ）

2006年	0件	
2007年	0件	
2008年	18件	
2009年	53件	
2010年	78件	
2011年	18件	← 東日本大震災
2012年	38件	
2013年	68件	

市民運動発の法律制定運動ながら、  
短時日で成果を上げた

2013年6月19日 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）

2014年8月29日 子供の貧困対策に関する大綱、閣議決定

しかし、

(a) 子どもの貧困という言葉で表現される事態は、現実味をもって認識されていないのではないか？

子どもの貧困に関する情報量は決して少なくないのに、子どもの貧困を社会的・政策的に対策が必要な問題だという理解は必ずしも広がっていない。貧困の偏在性ゆえに、身近な問題として認識できないのだろうか。それとも、貧困問題が社会全体を覆う普遍的な問題になっているがゆえに、解決すべき問題として認識できなくなっているのだろうか。

(b) 子どもの貧困と呼ぶべき現実を知っていても、それらを子どもの貧困という共通項を含む一

連の問題としては認識していないために、子どもの貧困という社会問題の存在を認識できないのではないか？

子どもの貧困という言葉が、国民の間にある程度浸透しているのに、それが目の前の現実を認識する手がかりとして働いていない。この背景には、子どもの貧困は親の低所得に起因するもので責任は親にあるとか、貧困にある子どもには必要な支援をするが貧困からの離脱は子ども自身の努力と自己責任でといった、「貧困＝自己責任」論が関与しているのではないか。

こういった「子どもの貧困」認識の限界を乗り越えていかないと、本気の子どもの貧困対策は広がらないのではないか？

## 2 子どもの貧困対策推進法と子供の貧困大綱：問われる本気度

### ○ 子どもの貧困対策推進法

§1 (目的) 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進する

§2 (基本理念) 子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずる

### ○ 子供の貧困対策大綱

#### 子供の貧困に関する指標

- (a) 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
- (b) 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率
- (c) 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
- (d) 生活保護世帯に属する子供の就職率
- (e) 児童養護施設の子供の進学率及び就職率
- (f) ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)
- (g) ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率
- (h) スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率
- (i) 就学援助制度に関する周知状況
- (j) 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)
- (k) ひとり親家庭の親の就業率
- (l) 子供の貧困率
- (m) 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率

(a)～(e)及び(g)：施策実施状況の成果主義的評価指標

(h)～(j)：行政機関の施策の実施状況を表す指標

(f)及び(k)：???

(l)及び(m)：「相対的貧困」概念に基づく指標 ← 政府・厚労省はこれらへの不信感を強調

#### 注意すべき問題点

- ① 貧困そのものの削減・根絶は射程に入っていない

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の

状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」

## ② 人材育成に傾斜する大綱

貧困対策の目的として「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。」

「子供の貧困対策は、法律の目的規定（第一条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていきけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。」

2008年以降、「子どもの貧困」に関する情勢変化には目を見張るものがある。子どもの貧困対策は長足の進展を示しているようにさえ見える。しかし、上記のとおり、重大な懸念材料もある。このあたりで、これまでを総括し、必要な修正を加える必要があるのではないか。

## 3 「子どもの貧困」認識への懸念

### 「相対的貧困」概念、「子どもの貧困」概念

「相対的貧困とは、人々がある社会の中で生活するためには、その社会の『通常』の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考え方に基づく」もので、「人として社会に認められる最低限の生活水準は、その社会における『通常』から、それほど離れていないことが必要であり、それ以下の生活を『貧困』と定義している」

相対的貧困とは、手取りの世帯所得（収入から税や社会保障料を差し引き、年金やそのほかの社会保障給付を加えた額）を世帯人数で調整し、その中央値（上から数えても、下から数えても真ん中、平均値でない点を留意されたい）の50%のライン」に満たない場合を言う。

相対的貧困率とは、相対的貧困の状態にある人々の割合を言い、子どもの貧困率とは相対的貧困に状況にある子どもの割合を言う。

（阿部彩『子どもの貧困』）

### 「相対的貧困」「子どもの貧困」概念の功績

相対的貧困概念の意義は、主として途上国に見られる絶対的貧困とは異なる貧困問題が先進国にも存在することを認識させ、さらにそれを定量的に認識可能な形で表現したことにある。また、これにより、国ごとの貧困率を時系列的に分析したり、相対的貧困の状況を国際的に比較したりできるようになった。これにより、各国の国民や政策立案者に、子どもの貧困は政策的に対処すべき課題であると認識させた。

### しかし、重大な弱点もある

相対的貧困概念は、貧困を生み出す社会的メカニズムにはまったく無関心。貧困が社会的要因で生み出されているのか、個人的属性や要因によって貧困に陥ってしまうのかという根本問題にさえ、何も答えていない。

相対的貧困概念が「貧困を測る」ことを可能にし、政府や政策立案者に貧困対策の必要性を認識させたことはすでに述べた。その際、この概念は、貧困の産出メカニズムに言及しないことで、貧困問題をめぐる政治的・イデオロギー的対立を回避し、多様な立場の人々に政策ツールとして受け入れられた。

これを長所と呼ぶとすれば、その長所はそのまま短所でもある。たとえば、政府が策定する貧困対策が貧困産出メカニズムに切り込まない弥縫策に終始したとしても、相対的貧困概念からは政府の政策を批判する視点は生まれてこない。また、政治的・イデオロギー的対立を回避したことは相対的貧困の価値中立性を意味しているとも言えるかもしれないが、既存の社会構造に切り込まず、その根本的改造の必要性を隠蔽してしまう点では、きわめて政治的・イデオロギー的な概念であると見ることもできる。

貧困を測定することとは別に、貧困の産出メカニズムを解明し、その解消のための道筋を社会構造の中から析出することが課題として認識されなければならない。

やはり、貧困は、元から絶たなきやダメなんでは？

子どもの貧困を産出するメカニズムを全面的に展開することはできないが、少なくとも次のことに着目しなければ、この三〇年、日本で子どもの貧困率が上昇し続けていることを説明することはできないのではないか。

- (1) 低賃金・不安定雇用の増大と賃金水準の低下により、国民が生み出す富の市場的分配に著しい偏りと低所得層の増大が起きている（経済的搾取の強化）。
- (2) 累進課税の緩和、消費税による大衆課税の強化、年金・医療・介護保険料による国民負担の増大（収奪の強化）と、生活保護・就学援助の縮小や各種社会保険給付の圧縮（再分配制度の劣化または機能不全）。
- (3) 良質な保育の供給不足や、親に過度な負担を求める保育・教育の私費負担構造など、子育て・教育制度の機能不全。
- (4) 貧困産出メカニズムに対抗する社会的勢力の衰退と、貧困にある人々を支える社会的連帯の未成立。

日本では、安定的雇用を保証する制度が次々に取り払われて雇用の流動化が進む一方で、組織率の低下が労働側の交渉力が低下させ、さらに雇用保険など失業者を守る制度も劣化している。このため、子育て世代の親が失業または低所得に陥る可能性は高い。しかも、子育て・教育制度がもともと構造的な機能不全に陥っているため、親が何らかの事情で低所得状態になると、その世帯の子どもはたちまち貧困問題に直面してしまうのだ。戦後日本で歪みを内包しながらも、勤労者が安定した生活と人生を送る上で一定の役割を果たしてきた雇用・社会保障・保育・教育などの社会制度が、この30年ほどの間に、次々に破戒または劣化させられたことが、比較的簡単に子どもの貧困を産出してしまいう経済的・政治的メカニズムを作り出していたと考えられる。

このメカニズムに切り込まないかぎり、あらゆる貧困対策は弥縫策にすぎず、貧困問題を根本的に解決する展望を開くことはできないだろう。子どもの貧困が現代日本社会によって構造的に生み出されているものであるとすれば、学習支援・就労支援による経済的自立による貧困からの離脱というシナリオではなく、貧困を算出する経済的・政治的メカニズムそのものを改造する戦略をもたなければ、子どもの貧困の削減・根絶は不可能だと結論づけなければならないのではないか。

#### 4 貧困からの自己解放と、居場所づくり

ユネスコ「学習権宣言」（1985年）を手がかりに、貧困とそれを生み出す社会構造からの自己解放を考えてみよう。

##### 「学習権宣言」

学習や教育の意義を単に抽象的・理念的に述べたものではなく、政治的抑圧と隷従、経済的支配と貧困、文化的支配と固有の文化の喪失が存在する現実を踏まえつつ、そういう現実を生きる人々にとっての学習の意義と権利性を確認した歴史的文書。

学習権とは、

読み、書く権利であり、  
 質問し、分析する権利であり、  
 想像し、創造する権利であり、  
自分自身の世界を知り、  
歴史を綴る権利であり、  
 教育の手だて(resources)を得る権利であり、  
 個人および集団の力量を発展させる権利である。

「自分自身の世界を知る」 他者にとって都合よく描かれた世界像（自然、人間、社会）を押しつけに甘んずることなく、自分自身の視点に立って世界像を描き直していくこと

「歴史を書き綴る」 自分自身の文脈から歴史を再解釈すること

⇒ 他者から押しつけられた世界像・歴史観・自己像を乗り越えて、世界と歴史の認識を通じて尊厳ある自己像を確立する権利。他者から押しつけられた否定的自己像を乗り越えないかぎり、否定的な自己像を押しつける構造から自己を解放することも、自律的自己を形成することもできない。

たとえば、「貧困＝自己責任」論を容認するかぎり、現在貧困にある者もそうでない者も貧困を産出する経済的・政治的メカニズムから自己を解放することはできない。「プライドが許さない」と言って生活保護の受給を拒む人がいる。しかし、そのプライドは「貧困＝自己責任」論によって押しつけられたプライドにすぎず、貧困産出メカニズムからの自己解放をも阻んでいる。貧困に陥るまいと生き残り競争に積極的に参加する人々もまた、「貧困＝自己責任」論に囚われ、肯定的自己像を見出せなくなっている。

この意味で、貧困を産出する経済的・政治的メカニズムの解明は、社会から貧困を削減・根絶する道筋を切り開くために必要であるだけでなく、貧困にある人にとっても、今は貧困ではない人にとっても、肯定的自己像の確立と貧困を生み出すメカニズムを乗り越える意思と能力の獲得するためにも不可欠の課題だろう。

## 貧困からの自己解放

子どもたちの日常生活の中には、否定的自己像を押し付け、貧困に起因する諸困難（「支援」という形で押しつけられる自立や過度な努力の強要を含む）を受け入れさせる関係性が組み込まれている。この関係性を組み替えていくことが、子どもが貧困から自己を解放する手がかりになるはずだ。

### 自己解放に導く居場所づくり

「居場所」とは、

- (1)一人ひとりが人間として大切にされ、それを実感できる関係性
  - (2)自分自身の価値や能力を認識し、それらを発展させられる機会が与えられる関係性
  - (3)他者に援助を求め、他者を援助する関係性
- これらを成り立たせる場であり、子どもたちの人間的成長と社会的自立にとって不可欠なもの。

居場所づくりの取り組みは、否定的な自己像を押しつけられている子どもたちが、仲間との交流を通じて集団的に、しかも一人ひとり自立して、肯定的自己像を取り戻すのを支える取り組み。

### 学習支援の活動

#### 貧困対策大綱における位置づけ

「教育の支援」として学習支援事業。

生活保護世帯の子どもの高校進学率と卒業率の向上を、子どもの貧困削減の指標に掲げていることが関係している。高校進学に必要な学力を付けるためには中学校の授業だけでは不十分であり、一般家庭の子どもが学習塾に通うのと同じように、無料で学習支援を提供する必要があるという考えがあるのだろう。

#### 実践上の困難・問題点

- (1) 学習支援の対象者を原則生活保護世帯の子どもに限定していること
- (2) ボランティア団体への支援事業としているため、支援活動の地域的偏在性、事業継続の不安性、支援者と被支援者の地域的ミスマッチなどの問題があること
- (3) 学習支援の成果を高校進学率を尺度に成果主義的に評価しがちであることなど

#### 居場所づくりの実践への発展可能性の追求

### 参考

拙稿「子どもの貧困からの自己解放：自分自身の世界を知る権利を手がかりに」『世界』no.872(2015.8)。同「貧困を理由に誰ひとり排除しない教育制度を目指して」『貧困研究』vol.11(2013.12)。